

事務連絡
令和3年6月29日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 御中

(一社) 住宅生産団体連合会 御中

(一社) 住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
国土交通省住宅局住宅生産課

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に
関する制度の周知について（協力依頼）

平素は、建設行政の推進にあたり、ご尽力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、今般、第204回国会にて、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立しました。本法は、厚生労働省が所管し令和3年6月16日に公布され公布後1年以内に施行される予定です。国土交通省としても今後、制度の周知に協力して行くこととしており、貴団体におかれましては会員各位への周知に御協力をお願いいたします。

<厚生労働省ホームページ>

[建設アスベスト給付金制度について](#) > [リーフレット](#)

問合せ先 国土交通省不動産・建設経済局建設業課 兼重
TEL 03-5253-8111（内線 24-733）